

教育委員会会議録

令和3年(2021年)5月定例教育委員会会議

開 会 日	令和3年(2021年)5月27日(木)		
開 会 時 間	午後2時00分 ~ 5時00分		
開 会 場 所	教育センター 4階 大研修室		
出 席 者	委員 会	遠藤洋路 教育長 泉薫子 委員 出川聖尚子 委員 小屋松徹彦 委員 西山忠男 委員 苫野一徳 委員	
	事務 局	松島孝司 教育次長 森江一史 教育次長兼学校教育部長 中村順浩 教育総 務部長 他	
提 出 議 案	<p>議第36号 令和3年度熊本市一般会計補正予算(6月補正予算)について</p> <p>議第37号 熊本市奨学生の採用について</p> <p>議第38号 和解の成立について</p> <p>議第39号 熊本市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について</p> <p>議第40号 熊本市就学支援委員会委員の委嘱について</p> <p>議第41号 熊本市立学校における医療的ケア運営協議会委員の委嘱について</p> <p>議第42号 熊本博物館協議会の委員の委嘱について</p> <p>議第43号 熊本市教育の情報化検討委員会の委員の委嘱について</p> <p>議第44号 熊本市教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則について</p> <p>議第45号 熊本市教科用図書選定委員会委員の委嘱等について</p> <p>議第46号 熊本市公民館運営審議会委員の委嘱について</p> <p>議第47号 熊本市社会教育委員の委嘱について</p>		
報 告	<p>(1) 市立高等学校・専門学校改革基本計画について</p> <p>(2) 専決処分の報告について</p> <p>(3) 「熊本市立小中学校 心のアンケート」(いじめ等に関するアンケート)の結果報告について</p> <p>(4) 「令和2年度生徒指導状況報告」の結果報告について</p> <p>(5) 教科書採択における公正確保について</p> <p>(6) 天明校区における魅力ある学校づくりに関する要望書について</p>		
自 由 討 議	(1) 新型コロナウイルスの対応状況について		

署名	小屋松 徹彦
	西山 忠男
会議録作成者	教育政策課 木村三恵

〔開会の宣告〕

遠藤洋路 教育長

令和3年5月定例教育委員会会議を開会いたします。

〔会議の成立〕

遠藤洋路 教育長

本日は、私の他5人の委員が出席しておりますので、この会議は成立しております。

会議録署名人は、小屋松委員と西山委員とします。

〔公開の審議〕

遠藤洋路 教育長

本日の会議の内容につきましては、会議日程のとおりですが、招集通知後に追加で協議をお願いしたい案件が発生したため案件を追加しております。当該案件は、報告（6）天明校区における魅力ある学校づくりに関する要望書についてです。

また、本日の議事のうち、議第36号 令和3年度熊本市一般会計補正予算（6月補正予算）について及び議第38号 和解の成立については、「教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する案件」に該当すること、議第45号 熊本市教科用図書選定委員会委員の委嘱等については、委員の氏名を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること、また、報告（5）教科書採択における公正確保については、出版社の申し出があったことから、会議規則第13条第2号及び第4号の非公開事由に該当し、非公開の審議が適当と思いたるがいかでしょうか。

議第36号、議第38号、議第45号及び報告（5）につきまして、非公開に賛成の委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

遠藤洋路 教育長

全員賛成により、議第36号、議第38号、議第45号及び報告（5）は非公開とします。

日程第1 前回会議録承認

遠藤洋路 教育長

4月22日開催の令和3年4月定例教育委員会会議録を各委員のお手元に配布しております。この会議録等を承認することに、ご異議はありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、前回会議録を承認することに決定します。

日程第2 事務局報告

(1) 事業・行事等報告について

- 前回定例会議(R3.4.22)以降の事業・行事報告
- 今後の予定

日程第3 議事

- ・議第37号 熊本市奨学生の採用について

《上村奈津子 指導課副課長 提出理由説明》

西山忠男 委員

ご提案には賛成いたします。

質問ですが、コロナによって経済的に困窮して申請者が増えたという事実はございますか。

上村奈津子 指導課副課長

コロナによる影響ということなんですけれども、貸付けにつきましては、コロナ禍前の令和元年度の申請者数は73名でございました。その73名と比較いたしますと、令和2年度は78名で5名の増加、今年度は58人の申請者で、令和元年度と比較いたしますと15人減少しております。申請者数で比較いたしますと、新型コロナウイルス感染症による影響は大きくは見られないというふうに考えております。

西山忠男 委員

分かりました。ありがとうございました。

遠藤洋路 教育長

他にありますか。よろしいですか。

では、他にご発言がないようですので採決を行います。

議第37号 熊本市奨学生の採用について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

遠藤洋路 教育長

ご異議なしと認めます。

議第37号については原案のとおり決定いたします。

〔採決〕 【原案どおり承認された】

・議第39号 熊本市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について

《川上敬士 総合支援課長 提出理由説明》

遠藤洋路 教育長

私から一点よろしいですか。この交代する前の方は県警の肥後っ子サポートセンター長です。新しい候補の方は県警の生活安全企画課少年保護対策室長となっていますけれども、後任ではないんですか。どんな関係なんでしょうか。

川上敬士 総合支援課長

今年度、県警本部の組織改革がありまして、以前は少年課の課長補佐級がサポートセンター長をやっておりましたけれども、内部の組織が変わりまして、後任ではありますが、職名が変更になったということになります。

少年課がなくなりまして、少年課がこの生活安全企画課の中に入って室になったということになります。

遠藤洋路 教育長

分かりました。組織が変わったけれども、一応後任に当たる方だということですね。

川上敬士 総合支援課長

はい。

遠藤洋路 教育長

はい、分かりました。

他にはよろしいですか。

では、ほかに発言がなければ採決を行います。

議第39号 熊本市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。

（異議なしの声）

遠藤洋路 教育長

ご異議なしと認めます。

議第39号については原案のとおり決定いたします。

[採決] 【原案どおり承認された】

- ・議第40号 熊本市就学支援委員会委員の委嘱について

《若杉敏郎 特別支援教育室長 提出理由説明》

[採決] 【原案どおり承認された】

- ・議第41号 熊本市立学校における医療的ケア運営協議会委員の委嘱について

《若杉敏郎 特別支援教育室長 提出理由説明》

泉薫子 委員

内容については問題ないと思うんですけども。1つ質問したいと思うんですが、今現在、医療が必要な児童というものの内容の内訳が大まか分かったら教えていただきたいです。

若杉敏郎 特別支援教育室長

ご質問は今の状況の医療的ケアが必要な子どもたちの状況ということだと思いますけれども、現在、熊本市には16名の子どもたちが教育課程内における医療行為が必要な児童生徒さんとして在籍されておられます。そのお子さんたちに対しまして、12校に看護師等を配置させていただいて、その中での医療行為を行っているところであります。今回、この運営協議会の中で専門的なご意見をいただきながら、また運営していきたいというふうに考えております。

泉薫子 委員

具体的に酸素が必要であるとか、あまり細かいことまでは必要ないんですけども、今現在、問題になっていることは何か、課題になっていることがあれば教えていただけたらと思います。

若杉敏郎 特別支援教育室長

子どもたちの状況ということだと思いますけれども、先ほど言った16名の内容は、一言で言って幅が広うございます。胃ろう、吸引とあと酸素ボンベの酸素量調節、そういうことを含めまして、通常学級の中におられたり、1日に何度かの調節とか、吸引が必要とか、中には血糖値を調べるために針を刺す行

為が医療行為になるものですから、そのときだけちょっと看護師じゃないとできないというお子さんもいるという、そういう状態の方から、ストレッチャーに乗っておられて、支援学級の中で常時の酸素吸引状態の方とか、すごく体調が不安定なので、常に吸引等の状況が考えられるお子さんまでおられますので、そういう子どもたちの一人一人の実態に合った医療行為ができるような体制づくりを今行っているところです。

泉薫子 委員

分かりました。ありがとうございます。

遠藤洋路 教育長

では、他にありますでしょうか。ありませんか。

では、他にないようでしたら採決を行います。

議第41号 熊本市立学校における医療的ケア運営協議会委員の委嘱について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。

（異議なしの声）

遠藤洋路 教育長

ご異議なしと認めます。

議第41号については原案のとおり決定いたします。

〔採決〕 【原案どおり承認された】

・議第42号 熊本博物館協議会の委員の委嘱について

《田端 文一 熊本博物館長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

・議第43号 熊本市教育の情報化検討委員会の委員の委嘱について

《小田 浩之 教育センター副所長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

- ・議第44号 熊本市教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則について

《福田 衣都子 教育センター副所長 提出理由説明》

[採決] 【原案どおり承認された】

- ・議第46号 熊本市公民館運営審議会委員の委嘱について

《青山 和人 生涯学習課長 提出理由説明》

[採決] 【原案どおり承認された】

- ・議第47号 熊本市社会教育委員の委嘱について

《青山 和人 生涯学習課長 提出理由説明》

[採決] 【原案どおり承認された】

日程第4 報告

- ・報告（1）市立高等学校・専門学校改革基本計画について

《松永直樹 学校改革推進課長 報告》

西山忠男 委員

9ページで、必由館高校の附属中学校をつくることについての意見がございますが、これは必由館で中高一貫教育を推進するというので附属中学校を設置するというお考えだったんでしょうか。ちょっと正確に記憶していないので教えてください。

松永直樹 学校改革推進
課長

必由館高校につきましては、中高一貫教育を行うことで、より深い学びについて進めていくほか、中学校で探究的な学びを進めていた生徒が高校に上がった際に他の生徒の中心となって学びに取り組んでいっていただけるようなことを目的として、中高一貫教育の推進を、期待をさせていただいているところでございます。

<p>西山忠男 委員</p>	<p>その場合、質問にあるように、私立中学も生徒の確保に苦勞している現状で、わざわざ附属中学校をつくって成功するののかという質問だと思うんですけども、そのことに対してどういう考えがあるのか教えていただけますか。</p>
<p>松永直樹 学校改革推進課長</p>	<p>ご指摘のとおり、必由館の附属中学校以外にも私立の中学校、若しくは熊本大学附属中学校を含めございますけれども、本市で考えております中学校につきましては、それら現在行っている教育内容とは大きく異なるものを提供することを考えております。特に25人の少人数編制によります探究的な深い学びにつきましては、かなり大きい本市の特色となるというふうに考えておりますし、そもそも本市は市立中学校を多く持っておりますので、中学校運営のノウハウというのも十分にございます。</p> <p>そういった市の資源を生かしながら、これまでになかった取組を進めるということは非常に意義があるものと考えておりますし、そこで得られました課題でありますとか成果につきましては、広く公私を問わず、各中学校で共有もできるというふうに思っております。そういった市立ならではの教育を提供できるということが我々の強みかと思っておりますので、そこをしっかりとご理解いただけるようにこれから取り組んでまいりたいというふうに考えております。</p>
<p>西山忠男 委員</p>	<p>意図はよく分かるんですけども、それが市民に伝わるかということなんです。市民に伝わらないと生徒は集まらないので、そこをどうやるのかですね。そこが、とにかく新しくつくるときには非常に難しい問題ですね。とても魅力のある学校をつくるんだ、素晴らしい教育をするんだということを市民に伝わるような広報活動が非常に重要だと思いますけれども、いかがでしょうか。</p>
<p>松永直樹 学校改革推進課長</p>	<p>委員ご指摘のとおり、その点は非常に大事かというふうに思っております。我々といたしましても、どのようにしましたら、保護者または生徒に我々の思いが伝わるかというのを念頭に置きながら取り組んでいかないといけないというふうに考えております。</p> <p>また、広報活動につきましては、例えばということですが、動画の作成を行う、その動画については生徒等にも積</p>

	<p>極的にご参加をいただいて、私たちの学校改革の理念に、生徒が学校づくりに参画する学校というものを目指しているということもございますので、高校生、中学生に積極的にご参加いただいて、またそのできた動画を本市には1人1台タブレットの配付が進んでおりますことから、ICT資源も活用しながら広報するという事を考えているところでございます。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>よろしかったですか。 他にはいかがでしょうか。</p>
小屋松徹彦 委員	<p>ちょっと意地悪な質問になるかもしれませんが、6ページの12のご意見の中に、これは事務局に対するご指摘かと思いますが、「校長が、教育委員会が立案したことの執行機関に過ぎない現状を考えれば、教育委員会学校改革推進課にこそ外部人材を登用すべきではないだろうか」というこういうご指摘がされていますが、担当課としてはこれに対して何かご意見ございますか。すみません、意地悪な質問で。</p>
松永直樹 学校改革推進課長	<p>校長につきましては、主体的に学校運営に携わっていただいているところかと思えます。また、我々に対してのご指摘は、確かにちょっと説明が足りなかったかなというふうに考えております。といいますのが、素案作成の際にはアドバイザーを積極的に登用させていただいて、ご意見を頂戴し、それを計画に反映させていることを、そもそも記載していなかったということもございますし、これからも我々としてはアドバイザーを含めまして、いろいろなかたちのご協力をお願いすることがあるかと思えます。一部の授業について講師をお願いするとか、そういったことを含めまして、外部人材の活用についてはしっかりお伝えができていなかったのかなというところもございますので、その点につきましては、素案のほうを修正したうえで、さらに私たちもそこはいろいろな場を通じてお伝えをしていきたいというふうに考えております。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>小屋松委員、よろしいですか。 他にございますか。</p>
泉薫子 委員	<p>今までも学校改革計画については報告を何回もいただいたところで、高校生自体にというか、在学している高校生に意見を</p>

松永直樹 学校改革推進
課長

聞かれたことはありましたか。何かそういった意見を参考にする
ようなものがあつたかどうか、記憶にないんですけども、
あつたら教えていただきたいです。

そもそも素案を立てる前に検討会でご議論いただきました
が、その中に生徒のほうにも入っていただいております。また、
ワークショップにも、各学校10名程度が参加しご議論をいた
だいたところでございます。

また、生徒から個別にご意見をいただいたということもござ
いまして、私のほうから、4月以降だけでも2回お会いし、お
話をさせていただきました。また、そこは本人からの了承も得
たところなんですけれども、一部、内容につきましてはパブリ
ックコメントのほうにもお出しをいただきまして、それにつ
きましては、いただいたご意見も踏まえ、計画のほうも修正を
したといったところで、これまでも生徒の意見を取り込むとい
いますか、生徒と意見交換をして、よりよい学校にしていきたい
という思いで行動してまいりましたし、今後についても必由館、
千原台、ビジネス専門学校、3校の生徒としっかりとお話を
して、いい学校づくりを進めていきたいというふうに考えてい
るところでございます。

泉薫子 委員

分かりました。

もし、差し支えがなかったら、どういった意見があつたか
というのをちょっといくつか何か主立ったものだけでも教えて
いただけると、どういうことを考えているのかなというのが分
かると思うので。

松永直樹 学校改革推進
課長

主な意見といたしましては、例えば必由館におきましては、
生徒数がやはり減るといいますか、少人数学級を進めること
で90人減る、また、附属中学校を設置するようところで60
人減ることで、学校の活力が削がれてしまうのではないかと、
そういったご意見でありますとか、そもそもまずご提示をして
いた案が、国際コースよりといいますか、英語に特化した教育
を行うようなイメージを持つような素案の書きぶりになって
いたこと等につきましてご意見をいただきました。

そこにつきましては、まず英語等にちょっと偏ったような記
載になっていた部分につきましては、今回、改めて素案のほう
の修正をしたところでございますし、人数が少なくなってい

	<p>うところについての活力の低下の部分につきましては、今後、様々な取組でそういったことがないようにしたい、例えば部活動の加入率につきましては今7割程度でございますが、これを上げることによりまして、部活動の活力自体も失われることなくやれるのではないかと、若しくは部活の運営自体に生徒等が参画をすることで、より活気のある部活動に生まれ変わるのではないかと等についてご説明をさせていただきまして、その方向性についてはご了承いただきましたし、今後、ぜひ一緒に引き続きお話をしたいということでご意見もいただいたところでございます。</p>
泉薫子 委員	ありがとうございます。
遠藤洋路 教育長	他にありますか。
西山忠男 委員	<p>9ページの最後に、通信制課程についての意見があつて、定員が80名というのは難しいのではないかとという意見がございますけれども、市内にある通信制高校はかなり授業料が高いところが多いので、そういう意味では、市立の通信制というのは魅力があると思うんです。定員は人数に応じて決めればよいと思いますが、やはり問題は通信制課程でもしっかりと学習の質保証を行うこと、学力を担保することということだと思っております。その点はやっぱり難しいと思うんですけれども、しっかり考えていただければと思います。</p>
松永直樹 学校改革推進課長	<p>千原台の通信制課程につきましては、大変ご期待もいただいているところでございます。こちらにつきましては、令和6年度以降の設置ということで、令和5年度からのスタートということでの取組ではございませんが、しっかりニーズ把握を行いまして、人員体制、教育課程の編成を行ってまいりたいというふうに考えております。</p> <p>また、本市の千原台高校の通信制課程は商業系の課程ということで、非常に珍しいといえますか、特色のあるものだというふうに考えております。こちらにつきましては、市立のビジネス専門学校の方と連携を取った教育課程の編成も可能かというふうに考えておりますので、そういった市立高等学校間、専門学校間との連携もしっかり取りながら、よりよい教育の提供を行ってまいりたいというふうに考えております。</p>

遠藤洋路 教育長	よろしいですか。 他にはありますか。 最初の委員長の苫野委員、何かありますか。
苫野一徳 委員	コメントだけ。特に質問ということではないんですが、しばらく関わらせていただいた者として、ここまで着々と進めていただいて、本当にありがとうございました。泉委員がおっしゃったように、高校生たちの声を常に活発に聞き入れてといいますか、そういった姿勢で、一緒につくっていくという感情をずっと持ちながら続けていっていただけたらなというふうに思っているところです。特に質問などはありません。本当にありがとうございます。
遠藤洋路 教育長	他にはよろしいですか。 では、他にご発言がなければ本件は以上といたします。
・報告（2）専決処分の報告について	
《上村奈津子 指導課副課長 報告》	
苫野一徳 委員	すみません、もしかしたら聞き漏らしたかもしれないんですが、失業その他のことが理由で返還できない場合があるというようなお話があったかと思うんですが、その場合、しばらく猶予があるとか、そういった決まりはあるのでしょうか。
上村奈津子 指導課副課長	家計の急変などによりまして、支払いの分納のご相談に応じたり、あるいはコロナの影響での家計の急変による支払いの猶予を本人の申請に基づいて行っております。
苫野一徳 委員	ということは、そういった猶予はあるけれども、今回はそういうこと関係なくという異議申立てということだったんですか。
上村奈津子 指導課副課長	なぜこの方に支払い督促申立てをしたのかということにつきましては、まず滞納者のうち3か月以上の滞納があり、かつ連絡が取れない方、3か月未満の滞納ではあるけれども、話し合い

	<p>に応じない、約束の履行をしない方を抽出した結果、該当する方が57名いました。昨年12月に催告書を送付したところです。その57名のうち、既に支払い督促、あるいは判決が確定している方を除きまして、連絡がない方、約束の履行がない方、また12か月以上の滞納かつ滞納金が20万円以上の方を抽出し、該当する7名に対して今年1月に支払い督促の事前予告通知を発送いたしました。その7名のうち6人からは一部返還や返還相談がありましたが、この方からは連絡がございませんでした。そこで、このお一人の方に対しまして、3月に簡易裁判所へ支払い督促申立てを行ったものでございます。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>よろしいですか。 つまり猶予とか分割とかそういう方法もあるけれども、そういう相談にも話合いにも一切応じないし連絡もつかないと、そういうことですか。</p>
上村奈津子 指導課副課長	<p>再三にわたる催告や通知や連絡をしたにもかかわらず、先方からは何も連絡がなかったということになります。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>分かりました。 他にはいかがですか。 では、他にご発言がなければ本件は以上といたします。</p>
<p>・報告(3)「熊本市立小中学校 心のアンケート」(いじめ等に関するアンケート)の結果報告について</p>	
<p>《川上敬士 総合支援課長 報告》</p>	
出川聖尚子 委員	<p>一点質問なんですけれども、子どもがいじめられたことを誰かに話したかというときに、7ページになりますが、家族に話をしたと4割から5割ぐらい書いてありますけれども、家族がいじめを知ったときにどこに相談すればいいの現在の相談体制を教えてください。</p>
川上敬士 総合支援課長	<p>学校のいじめが起こった場合の対応については、保護者に恐らく周知されていると思いますが、基本的には学校に相談をす</p>

	<p>る場合が多いと思います。なかなか学校に相談しても対応してもらえないと感じた方は総合支援課のほうによくかけていただいておりますけれども、委員ご指摘のことは、保護者にそれが周知できていないのではないかということだと思いますので、改めて学校から保護者にいじめの相談は学校にしてくださいという周知を再度やっていきたいと思っております。</p>
出川聖尚子 委員	<p>分かりました。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>よろしかったですか。</p>
出川聖尚子 委員	<p>はい。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>他にはいかがですか。</p>
西山忠男 委員	<p>13ページの一番最後のご説明なんですけれども、いじめをハラスメントとして捉えるというお話がありましたけれども、それは当然だと思っていたので、なぜ今さらそういうふうにおっしゃるのかなというのがちょっとよく分からなかったんですが、どういうことでしょうか。</p>
川上敬士 総合支援課長	<p>いじめというのがどうしても行為に向いてしまうというか、こういうことをやったからいじめだよというような指導もこれまで多かったんです。以前はいじめの定義が、ある一定期間、一定の人間関係において継続して続いた行為を定義としてありましたが、防対法の中では、いじめというのは被害を受けた子どもがいじめと捉えたら、それをいじめと認知して対応しなさいということですが、この感覚がまだ学校現場、もしくは子どもたちにも十分分かっていないというところで、私たち教育委員会から学校への発信がこれまで少なかった、それを改めてここに挙げて対応してもらおうということで書かせていただきました。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>いかがですか。</p>
西山忠男 委員	<p>ちょっとまだよく分からないんですけれども、継続的な行為をいじめと定義していたと。</p>

川上敬士 総合支援課長	行為ではですね。
西山忠男 委員	今回は受け止め方で、もういじめられたと思ったらそれはいいじめですよという、そこちょっと難しいですね。ハラスメントは、確かに受けた本人がこれはハラスメントだと思えばハラスメントだという定義になっているのでそれはいいと思うんですけども、ただ本人がどう思うかというのは本人が言わない限り分からないですよ。そこのところがちょっと捉え方として難しいなと思うんですけども。
遠藤洋路 教育長	いかがでしょうか。
川上敬士 総合支援課長	<p>小学校の低学年は意外と先生たちに、こういうことをされたらと担任の先生たちに発信するので、それをこれまでは、いや、それは違うよというような指導があっていたんですけども、現在はそれを訴えてきたらいいじめとして認知して対応するということです。</p> <p>やはり学年が進むと、なかなか発信しにくいので、それをいかに教師側が拾い上げるかというのがこの防対法ができてから変わってきたんですけども、一番の問題は、いじめの行為は終わったけれども、まだ子どもが安心して学校に行けないというケースの場合に、そこに学校がどうケアしていくか、支援していくかというのがやはり足りないと考えます。学校は対応していじめの行為は終わったと捉えているんですけども、子ども自身はまだ不快な感情がずっと残っているので、いじめが続いていると捉えているというのがこのアンケートから見えてきました。そこで、もちろん当然のことなんですけれども、これを学校に再度、対応方法の中に、いじめられた側の気持ちに寄り添って、丁寧に継続して対応していくことを今年度しっかり周知していきたいということでここに入れさせていただきました。</p>
西山忠男 委員	ということは、いじめという行為が終わっても、被害感情が残っている限りは心のケアが大事ですよという指導をしますということですね。
川上敬士 総合支援課長	はい。

西山忠男 委員	分かりました。
遠藤洋路 教育長	他にはいかがですか。
苫野一徳 委員	2つお尋ねしたいんですけども、まず熊本市はスクールロイヤーとの関係性といいますか、そういった制度とかを今どのように運用されているのか、ないのか、今後検討中なのか、そういったあたりをお聞かせいただきたいのと、いじめをした側の生徒に対してどのような対応をするという一定のコンセンサスがどれくらいあるのか、お聞きできますでしょうか。
川上敬士 総合支援課長	スクールロイヤーについては、総合支援課のほうで弁護士会と学習会を5度ほど開いたりしながら検討してきたんですけども、なかなか、単なる弁護士への相談とはやっぱりスクールロイヤーは違うところがありまして、弁護士会としては学校の中にどう入り込んでいくか、そういった意見が出てきました。教育委員会の中に弁護士を置くということは今、教育政策課で検討されているところですが、弁護士を入れることとそれがスクールロイヤーに繋がるかというのはまたひとつ視点が変わってきます。スクールロイヤーについては私たちもさらに勉強していきたいと思っております。 それから、いじめをやった側に対しての対応ですけども、これもいろいろないじめ案件で議論はしましたけれども、一番強いのは出席停止ということもありますが、実際今までしたことはありません。ただ、いじめた子がある一定期間、別室で先生がついて指導をするというようなことは学校の中で対応しているところですが、教育委員会からこういう対応をするようにというものは学校へは指示しておりません。
苫野一徳 委員	ありがとうございます。
遠藤洋路 教育長	苫野委員、よろしかったですか。
苫野一徳 委員	はい、ひとまず。ちょっと考えさせてください。
遠藤洋路 教育長	はい、分かりました。 教育委員会の中に専任の弁護士を置くということは今、募集をしたんですけども見つからなくて、苦戦中です。絶賛募集

	<p>中です。</p>
苫野一徳 委員	<p>分かりました。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
小屋松徹彦 委員	<p>6ページ、資料にちょっと触れられましたけれども、いじめが前学年から続いているのが3割弱と書いてありまして、これは課題と書いてありますけれども、さんざんいじめは駄目だよとか、そういうことを啓発しながらも、やっぱり続いているとか、ここの課題をどうやって今後取り組んでいくか、そこから辺、何かございますか。</p>
川上敬士 総合支援課長	<p>先ほど、西山委員のほうからご質問があった点とちょっと関連すると思いますけれども、いじめの行為は終わっているけれども、子どもの中には安心して行けないとか、行為は止まったけれども視線が気になるとか、それがいじめられているというような捉え方をしている子どもたちがやっぱり一定数いるということが見えてきましたので、先ほども言いましたけれども、行為が終わったからいじめは終わったではなくて、その子がいじめはもう続いていないと捉えるまで学校が子どもに関わったり、ケアしていかなければ、この数字はなかなか減っていかないのではないかと考えています。</p>
小屋松徹彦 委員	<p>ということは、この3割というのは、いじめをしている側じゃなくて、いじめを受けた側がその後、まだその感情が残っているということの続いているということなんですか。</p>
川上敬士 総合支援課長	<p>問7は、問2で今の学年になっていじめを受けましたかという質問に子どもたちが答えておりますので、今の学年でいじめがあって、それがもうなくなったという子どもは続いていないと答えています。この続いている子というのは、この調査以前にいじめ行為があったり、前の学年からだったりした行為が続いていると捉えている数字がこの約20数%ということになります。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>前も1回か2回、教育委員会会議でも話題になっていたと思うんですけども、学校側としてはいじめの解消率というのが</p>

90何%みたいな数字なんだけれども、こうやって聞いてみると、まだ2割、3割ぐらいはいじめが続いているというふうに答えていると。その差が何なのかということ、学校としてはいじめは解消したと思っている。そして、いじめたとされている側も別に何もしていないですよと言うんだけど、やっぱりまだいじめられた側から見ると、みんなに白い目で見られるとか、例えば、何かのときにちょっとしたことで何か言われたのがすごく気になるとか、そういうことがあって、やっぱりいじめが続いているんだという認識をしているということです。その違いが多分あって、やっているほうは別に何もしているつもりはないんだけど、やられている側はまだいじめられていると思っているというそういう状況がやっぱりあるんだということだと思うんです。だから、そういう意味では、いじめられた側の人が安心して毎日、学校生活が送れるようになるのが目標ですし、それがいじめの解消という状態というふうに認識をして取り組むというのが先ほどから課長が説明しているハラスメントというのは、いじめられた側の気持ちで対応することになります。

小屋松委員、いかがですか。

小屋松徹彦 委員

要するにこの3割というのは、いじめ行為が3割ではなくてということですよ。分かりました。

遠藤洋路 教育長

いじめが、「学校が把握していないところで続いているという可能性もあります。だから何もやっていないんだけどいじめられたと一方的に思っているというふうに断言はできませんけれども、やはり学校側、それからいじめた側がもういじめていません、いじめは終わりましたと認識しているのと、いじめられた側の認識は違うんだというところを把握しておく必要があるのかなと思います。

他にいかがですか。

泉薫子 委員

これは質問ではなく意見なんですけれども、13ページの今後の課題、取組として、一番最初に持ってきてありますから、重点項目だというふうには思いますけれども、本来、いじめを減らすというか、なくなりませんので、ある程度解決していくために、やはり一番大事なことは子どもたちの自己存在感、肯定感を上げることだと思っております。いじめる方の心理的な

ものも、いじめられる方も、どちらもこれが上がらないと、解決していかないことが多く、先ほどから話題になっております、ずっといじめられた気持ちが残ってしまうという子どもたちに対して、やはりそれを乗り越える力を教育で与えていくということが教育の大事な役目ではないかなと思うんです。そのためにはやはりこの三機能について、もっと具体的な取組ですとか、こういったことを子どもたちに教えていくと、こういった機能が上がってくるのかというのをこの部分を重点的に考えていただけたらいいのかなと考えました。

以上です。

川上敬士 総合支援課長

この生徒指導の三機能につきましては、教育センターの授業づくりの中にも、授業の中でこの三機能を生かしたものを取組んでくださいと指導していますし、生徒指導の見直しの中でも、これが一番メインになっております。やはり認め、褒め、励ます、そういった機会を教師がどんどん与えてやることが子どもの自信にも繋がりますし、そういう一人一人の子どもに活躍の場をやる、そういう機会をどんどん増やして自己肯定感、自己有用感を高めることを今後継続して取り組んでいくと、少しずつでも上がっていくのではないかなと捉えています。

泉薫子 委員

よろしくをお願いします。

苦野一徳 委員

まだうまくまとまっていないんですけれども、いじめはもちろん許さないということが大事ですし、なくしていかなければいけないと思いますし、いじめられた側に立ってケアをしっかりしていくというのは大前提だと思うんですけれども。先ほども少しお尋ねしたいじめた側、いじめをハラスメントとして捉えると、先ほど西山委員は当然のこととおっしゃっていて、確かにそうだと思うんです。いじめとハラスメントって、私の感覚では、いじめの方が重いんですよね。ハラスメントってもうちょっと軽いところまで含み込む概念のような感じがするので、ハラスメントと捉えると、本人は別にハラスメントしたつもりもないし、いじめたつもりもないんですけども、こんなことでこんなふうに自分が加害者として名指されるんだという気持ちになる子どもがこの定義になると、とても増えると思うんですね。

もちろん、そうなんだよということできっとと了解を図っ

ていかなければいけないと思うんですけども。教育界で一昔前にとても話題になった「反省させると犯罪者になります」という本とか、「ケーキの切れない非行少年たち」という本がかなり話題になったんですけども。法務教官の方々が書かれている本で、少年院の子どもたちを見ていると、例えば認知にやはり、少し困り感を抱えている子どもたちが圧倒的に多いと。でもなかなかそれを周りが気づかないので、困り感を抱えたまま、だからケーキを3分の1にしてくださいと言われても全然切れない、そういう認知にちょっと困り感を抱えている子どもたちが、ずっと世界との違和感の中でいらいらして、何か問題行動をしたらすぐにそれが怒られて、お前みたいなやつは、みみたいなことをどんどんやられる中で、どんどん犯罪行為に余計走ってってしまうというようなこういった実情をかなり克明に描かれていた本がかなり話題になりましたけれども。そういうことを考えると、いじめはもちろん許してはいけないし、なんだけれども、我々はこの前、いじめ防止授業を専門的になさっている弁護士さんとかとお話をしたところ、いじめをしている子の多くが、いじめ以外の選択肢を知らないからやっちゃっている場合があると、他に解決するためにいくつも方法があるのにそれを知らないだけと、だから前もってそういった防止授業で、こういうところにいじめじゃなくてこんな方法があるんだよというそれを知っているだけで全然違うんですよという話を聞いて、なるほどなと思ったんですね。

なので、いじめられた側のケアというのはかなり知恵も溜まってきていると思うんです、現場でも、私たちも。だからいじめた側が余計にそのことで疎外感を受けて、より悪化というか苦しんで、そういったことがないように我々がどういうふうに対応できるんだろうということを、信頼できる専門家から学びたいと思うんです。学校の先生はかなり困っているというか、どうしたらいいかなと思われている方がいらっしゃるんじゃないかなと思うので、そういう機会をぜひ私自身も受けたいというか、欲しいなと思うところです。

川上敬士 総合支援課長

なかなかそういう機会が持てていないのが現状ですので、苦野委員からもご紹介いただいたりしながら、これは子どもの世界に限らず、大人の世界もそうですけれども、なくならないということを前提に、どう取り組んでいくかというのが非常に大事です。私はあるいじめに関する研修会の中で聞いたのが、ど

うしても被害者側の心のケアというのを重点的に取り組んでいくんですけども、しょっちゅういじめている子どもの心のケアをやらない限り、その子はずっといじめを繰り返す、苦野委員が言われたことだと思います。だからそこに手を入れるというのが必要ですし、特別支援教育の視点というか、一人一人、顔形が違うように持っている性格も違う、それを、子どもたちが認められる、そういう大人を育てていくことが必要だと考えます。いじめをなくす、ちょっと髪の毛が天然パーマだからそれを笑うとか、それは違うんだよということをずっと子どもたちの時代から染み込ませていくといいのかなと思います。

ただ、なかなか学校現場もそれをじっくりと1つ1つ拾い上げて考えさせるということではできませんけれども、意識の持ち方で変えられる部分が大分あるのかなと思います。そういうことを教育委員会から意識してくださいという先生方への発信、子どもたちにもそれぞれみんな個性があって違うんだよということを常に考えさせていく、その積み重ねが少しずついじめを減らす、嫌な思いをする子が減っていくのかなと考えます。特効薬はないというふうには思っております。

苦野一徳 委員

ありがとうございます。

意識をする面で改善する部分も確かにあると思うんですが、先ほどの弁護士さんから聞いた話で、スキルの部分もかなりあるということなので、学校の先生のスキル、子どもたちのスキル、こういったところも上げられるものは上げられるということが分かっているのであれば、何か研修も、それこそ別に悉皆でやる必要はなくて、関心のある先生が少し増えていって、そういうスキルを持っている人が横でつながって広がっていけばいいのかなという気もするので、それこそご紹介いたしますので、何かそういうスキルも磨いていく場もあっていいんじゃないかなというのを感じているところです。よろしければまたご検討いただければと思います。ありがとうございます。

遠藤洋路 教育長

どの辺にそういう専門家がいますかね。

苦野一徳 委員

この前、対談させていただいた弁護士の方は、まさに、「弁護士秘伝！教師もできるいじめ予防授業」という本を書かれたり、「「幸せ」な学校のつくりかた」という本を書かれた弁護士の方がいらっしゃって、その方はかなりいろいろといじめ防止の授

<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>業をなさっていて、聞くと、ああ、これはかなり有効な授業だなというのは思いましたので、そういったところですね。</p> <p>分かりました。</p> <p>精神論だけじゃなくて技術的な面も大切かと思しますので、そこはぜひ事務局で検討してみてください。</p> <p>他にいかがですか。よろしいですか。</p> <p>では、他になれば本件は以上といたします。</p>
<p>・報告（4）「令和2年度生徒指導状況報告」の結果報告について</p>	
<p>《川上敬士 総合支援課長 報告》</p>	
<p>西山忠男 委員</p>	<p>1 ページ目の暴力行為の状況ですけれども、対教師の暴力が小学校で12件、中学校で6件あるということなんですけれども、教師はこういう状況に対してどう対応しているんでしょうか。あるいはどう対応しなさいと指導しているんでしょうか。</p>
<p>川上敬士 総合支援課長</p>	<p>対教師暴力というのも幅が結構広くて、暴れていてそれで子どもが先生を叩く、子どもが暴れるのを抑えようとして、逆に先生を叩いたとかいうのもありますし。以前は先生に完全に向かっていくような時代もありました。状況にもよりますけれども、ひどい場合には病院に行って診断書を取ってというようなケースもありますし、場合によっては子どもが先生に謝って終わるというように、ケースによって対応の仕方は変わってまいります。</p>
<p>西山忠男 委員</p>	<p>基本的に教師は暴力に対して暴力で対抗できないわけですから、その指導は非常に悩ましいと思っているんじゃないかと思うのでお尋ねしたんですけれども、難しい事案とかいうのはなかったんでしょうか。</p>
<p>川上敬士 総合支援課長</p>	<p>十数年前ぐらい、一時期、中学校が荒れた時代がございましたけれども、その頃、私、現役の教諭でしたが、手を出すことはいけないけれども制止はいいというふうによく言われました。暴力で来た子に対して、先生がサンドバッグ状態で打たれっ放</p>

	<p>しというのはいけない。殴り返すという行為ではなくて、制止に入る、例えば、相手をぐっと押さえるとか、そういったかたちでの防衛ということです。最近はまだそういった、先生に意図的に向かってくるということはほとんどなくて、先生が暴れている子どもを制止したら、余計にかつとなって先生をたたいたという程度のものが多いのかなと思っております。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>よろしいですか。 他にいかがでしょうか。</p>
出川聖尚子 委員	<p>聞き漏らしたのかもしれないんですけども、3ページ目の最後のほうに書いてある、下から3行目、どこにもつながっていない不登校児童は大体どれぐらいいらっしゃるのでしょうか。例えば、どこにも行かないとしても、学校とも連絡が取れないようなお子さんというのもいらっしゃるのか教えてください。</p>
川上敬士 総合支援課長	<p>毎年、年2回、子どもの居場所調査というのを本課でやっておりますけれども、令和2年11月に調査した中では、担任の先生がプリントを持っていたり、そういう定期的にやるようなものはこの子たちにも実際は対応されているんですけども、例えば適応指導教室、フリースクールとか、今、フリースクールもたくさんあって、そういうどこにもつながっていない子が令和2年12月段階で、小学校で312名、中学校で827名、約1,100人ぐらいいます。つまり、つながっていない子の人数が圧倒的に多いことは本市の大きな課題です。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>どうですか。</p>
出川聖尚子 委員	<p>今ある適応教室やフリースクールとは違ったかたちで新しい仕組みができるというお話だったので、そういったものをまず初めてみてつながるようにしていくことが大切だと思います。全く連絡や所在確認が取れない場合は、児童相談所と連絡を取るとも必要になってくると思います。つながっていないという状況も複数要因があると思いますので、その分析や理解をしておく必要があるのかと思いました。</p>
川上敬士 総合支援課長	<p>実は小学校に入学予定だったけれども、入学式も来ないで、</p>

	<p>実際どこにいるのか分からないというケースもあるんですけども。所在が分からない子については、2ページの長期欠席者の中のその他の中に含まれております。不登校の子どもの中に所在が分からない子というのは基本的にはいません。ただ、中には保護者の方が、学校職員に会わせないとかいったケースは非常に苦慮しており、このICTを使った取組についても多分難しいかなと思いますし、そういう子どもたちも一定数含んでいます。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>そうすると、先ほどの不登校の中で適応指導教室、フリースクール等と書いてあって、どこにもつながっていない不登校児童生徒と書いてありますけれども、これが全部で1,000人ぐらいいますという話でしたけれども、どこにもつながっていないといっても、ほかの学校外のどこかの機関に通っていないという意味であって、学校とはつながっているということなんですか。</p>
<p>川上敬士 総合支援課長</p>	<p>一応学校とはつながっていますが、先ほども言いましたように、完全に学校を拒否されている方も一定数いますので、全くつながっていない家庭も実際にあります。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>先ほどのように、学校と全くつながりを拒否しているという人は不登校じゃなくて長期欠席のその他のところに入っているというそういうことだったんですか。</p>
<p>川上敬士 総合支援課長</p>	<p>すみません。所在が分からない子どもさんは、この長期欠席のその他に入りまして、学校との関係を全く切られている方は、この不登校の要因の家庭の問題という要因に入っている場合もあります。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>じゃ、家にはいるんだけど、学校とのつながりを拒否しているという人が不登校の中に入っているんですね。 じゃ、その他の長期欠席というのはそもそもいるかいらないか、生きているか死んでいるか、この世に存在しているかどうか分からないというそういう状況なんですか。</p>
<p>川上敬士 総合支援課長</p>	<p>文科省が示している、例えばスポーツジュニア大会、世界大会とかで頻繁に熊本市外とか、世界大会とかに行く子あたりは</p>

	<p>その他の中に入っていたり、芸能活動をやっているような小中学生あたりもこのその他の中に含まれています。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>ということは、つまり生きてるか死んでいるか分からないという子どもは、今、熊本市内にはいないということですか。</p>
川上敬士 総合支援課長	<p>すみません、そこまではちょっと把握できておりませんが、所在が分からない、生きてるか不明という子どもさんは一定数いるかなと思います。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>以前、去年か一昨年か、そんな調査が国からあったような気がするんですね。そもそも生きてるか死んでいるか、この世にいるかいないか分からないみたいな人はいませんよね、みたいな調査があつて、ちゃんと全員把握していますというようなことだったように思うんですけども、違いますか。</p>
川上敬士 総合支援課長	<p>本課で行っています調査の中に、要対協と連携してやっておりますけれども、1か月以上会えない子どもの報告が本課のほうに上がってきておりまして、そういった場合には関係機関等につないで家庭訪問をしていただいたり、児童相談所は強制力がありますので、そういったものを実際に使って家庭を確認することがあります。ただ、今のところ、そういう対応を取ったのは近年では出ていません。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>ごめんなさい、ちょっと分からないんですけども、要するに所在は全員把握できているんですか。できていない人はなぜ生きてるか分かるんですか。</p>
川上敬士 総合支援課長	<p>所在ははっきり今のところ、分かっているということです。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>つまり、生存は確認できているということですか。</p>
川上敬士 総合支援課長	<p>はい。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>分かりました。さっきの説明と少し違う気もしますが、いいんですかね。じゃ、どこにいるか分からないという人はいない。</p>

川上敬士 総合支援課長	現在のところはありません。
遠藤洋路 教育長	大丈夫でしょうか。さっき分からないとか言っていましたけれども、いないことになっちゃいます。
川上敬士 総合支援課長	学務班のほうが、もしかすると何かそういう情報を持っているかもしれませんが、ちょっと確認してみないとわかりません。
遠藤洋路 教育長	以前の調査では、学校で全く会えない、一定期間会えない子どもがいて、児相とか警察とかが一応家に行って、それで一応全員生きていましたみたいなそんな結果だったような気がするんですけども、その辺はあまり把握していないんですか。
若杉敏郎 特別支援教育室長	以前担当しておりましたので、私のほうからお答えさせていただきます。
	<p>教育長のお尋ねの何年か前にということがありました。どこかの、そこまで覚えていませんけれども、全国のどちらかで、所在が分からずに子どもさんの行方が分からないという事件がありまして、それを受けて、文科のほうから、うちでも、ということがありました。そのときには一斉に調査を行いましたけれども、現在本市の仕組としましては、各学校に在籍している子どもさんがどこにどのような生活をしているのかというのは、定例報告の中で毎月把握をしております。その中で、全く会えない、すなわちどこにいるかも分からないも含めて会えないという子どもさんについては、毎月報告をするように義務づけております。そこで、そこを総合支援課のほうで全件確認しまして、子どもたちの状況というのを児相等も含めて確認することで、今の現在、行方知らずという子どもさんはいない。でも、学校が会いたいとか、教育的な何かを伝えたいとかということに対して、なかなかそこが繋がっていないということが先ほどの繋がっていないということの認識で、そういう状況の子はおられるんですけども、行方とか所在が分からないという子はいないということです。</p>
遠藤洋路 教育長	分かりました。 他にはいかがですか。
苫野一徳 委員	先ほど、熊本市内にもそれなりにフリースクールなどもでき

てきたというようなお話もありましたけれども、それこそ教育機会確保法で各自治体はそういった情報提供をどんどん努めていきましょうねということが出されていたと思うんですけども、周知とか、いろいろな教育機会がありますよとか、学校、しばらく休業が必要なときは、他に行く機会がありますよとか、熊本市でも少しそういった機会を整えますよとか、そういった情報提供とか周知、保護者の方へのとか、そういったことはどれくらい進んでいるのかお聞きしたいなと思って。特に学校に行かない選択をした子どもとそういう選択したいけれどもできない子どもってやっぱりいるんですよ。どうしても親が家にずっといないので、不登校になりたくてもなれないような子どもいたりするので、そういったところも踏まえて、どれくらい積極的な情報提供がなされているのかということをお伺いできればと思います。

川上敬士 総合支援課長

フリースクール等は、青少年教育課がフリースクールをいろいろ確認をしたりしております、本課でもいくつかのフリースクールを訪問させていただいたり、昨年度の「E d u c a t i o n W e e k」の中でもフリースクールに参加していただいたりということで、まだまだ教育委員会から保護者向けのフリースクールのご紹介というのが十分できていない状況にあります。今後はフリースクールとも連携を取りながら、不登校の子どもたちが選択できるものを増やしていくというのが私たちのテーマですので、それをこれからしっかり取り組んでまいりたいと思います。

苫野一徳 委員

ありがとうございます。

遠藤洋路 教育長

苫野委員のお話は、学校へ行かないことを選択しているという子どもと学校に行きたくても行けない子どもがいるという話かと思ったら、不登校になりたくても不登校になれない子どもがいるというそういうパターンがあるんですね。いろいろパターンがあるなど。分かりました。

他にいかがですか。

小屋松徹彦 委員

これは報告とはちょっと離れますが、教えていただきたいのですが、文科省の調査というのが別にあるんですね。これは毎月なんですか、それとも年度。

<p>川上敬士 総合支援課長</p>	<p>文科省の調査は1年間分をまとめて1回報告します。大体4月か5月に熊本市は一旦、県に報告を上げて、県から文科省に報告をしております。</p>
<p>小屋松徹彦 委員</p>	<p>ということは、重複してやるのではなくて、今、熊本の場合には毎月この報告を上げるようにされていますけれども、それをこの文科省の調査のほうには上げていくということによろしいんですか。何で聞いているかという、学校の負担感が、同じようなことを2つやっているのは大変じゃないかなという観点からちょっとお聞きしています。</p>
<p>川上敬士 総合支援課長</p>	<p>現在は文科省に報告を上げる前提でこの定例報告を毎月上げてもらっていますので、毎月積み上げていけば、その数値を精査して、数値が変わる場合がありますけれども、基本的にはそれを文科省に報告として上げていくということになります。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>文科省の調査が、文科省が公表している以外のデータは公表してはいけないというルールになっているらしくて、全く使えないわけです。だから、やっても何の意味があるんだろうというぐらいのものであって、自治体としては自分たちで調査をしたほうがましだということです。国のほうにもそれはちょっと何とかしてほしいなと思っています。</p> <p>他にはいかがですか。よろしいですか。</p> <p>では、他になれば本件は以上といたします。</p>
<p>・報告（6）天明校区における魅力ある学校づくりに関する要望書について</p>	
<p>《松永直樹 学校改革推進課長 報告》</p>	
<p>西山忠男 委員</p>	<p>私も、要望にあるように、施設一体型の義務教育学校の新設がいいんじゃないかと思えますけれども、それは予算的には可能なことなんですか。</p>
<p>松永直樹 学校改革推進課長</p>	<p>予算上の課題は大変大きなものがございまして、施設整備には相当な費用がかかるということもございます。このコロナ禍</p>

	<p>の中、市としての優先順位づけ等の課題もございます。しかしながら、この施設整備に関しましては、4小学校と1つの中学校を1つにまとめるということで、将来的な財政的な負担軽減効果も見込まれるということ、また本市初めての施設一体型の義務教育学校の設置であること等を考えますと、非常に意義あるものであるのではないかとこのように考えております。また、これが今後、学校規模の適正化等を考えていくうえでも1つのモデルケースにもなり得るものかというふうに考えておりますので、私たちとしては積極的に取り組み、財政当局等にも意義を伝えていきたいというふうに考えているところでございます。</p>
西山忠男 委員	<p>3番にありますように、天明地区は高潮の被害が想定される地区なんですよ。ですから、単に教育の予算だけではなくて、防災のほうの予算も活用して、防災施設を兼ね備えた学校施設という観点で、教育関係だけではなくて、防災の予算も取り込んだようなかたちでできればいいんじゃないかなと思うんですよ。いかがでしょうか。</p>
松永直樹 学校改革推進課長	<p>委員ご指摘のとおり、天明校区におきましては、3階建て以上の建物がほとんどないような状況で、常日頃から地域の皆様が不安に思っているところがございます。今回、施設一体型の建物を建てますと、学校規模で500人規模ということになりまして、基本的には3階建て以上の建物が建設できるというふうに考えております。</p> <p>また、この件につきましては、市の防災関係部署とも連携をしております。また、被害の想定あたりも今後、変わり得ることも想定されますので、危機管理関係の部署とは十分に連携を取ってこの取組を進めてまいりたいと。当然、ここの取組については、地域の住民の方も非常に関心が高いところで、非常に危機感をお持ちの部分でもございますので、住民の方もしっかり意見交換を行って、進めたいというふうに考えております。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>今のご意見は、恐らく予算的にも教育関係だけじゃなくて、防災関係とか、使えるものは使ったほうがいいんじゃないかというご意見だと思います。そこはよろしく願います。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>

苫野一徳 委員

私の関心に引き寄せ過ぎて大変恐縮ではあるんですけども、1つ、ここには小規模校の良さはあるなという思いはありつつ、義務教育学校は私も大変可能性があると思っているので、これはこれでとてもいいかなと思うんですけども。その際、せっかくだったら、義務教育学校の良さを最大限生かした最先端を目指していくような、そういうカリキュラムであったり、学校のあり方なりを徹底的に考え抜いてデザインしてやっていただきたいなと思います。

例えば義務教育学校だと、学年ごとの指導要領の枠を超えられるんですよね。それということは、今言われている個別最適化と言われるものをものすごく力強く推進できるドライバーにもなると思うんです。4年生の子が6年生のことやったり中学校のことやったり、あるいは中学生が後ろに戻って学び直せるだとか、もっといいのは小中学生が混ざり合っているいろいろなプロジェクトができるとか、こういった本当に大きな可能性を秘めている、今、大きく教育の在り方が変わろうとしているものの土壌としてはかなり可能性があると思っているので、そのあたりは単に建物を整えるとか、そういったことだけじゃなくて、中身も徹底的に考えて、子どもたちや先生方や地域の人たちが考え合って、せっかくなので、とてもいい機会にできたらいいなというふうなお願いをさせていただければと思います。

松永直樹 学校改革推進課長

苫野委員ご指摘の点につきましては、地域からのご意見でもありまして、これまでこういった議論については、得てして後ろ向きの議論、統廃合の議論で、なかなか前向きな取組といたしますか、そういったものが打ち出せておりませんでした。本件につきましては、本市初の義務教育学校の設置ということで、地域の方も非常に前向きに捉えていただいております。やはりその中で、せっかくなのであれば、最先端といたしますか、これまでの市のノウハウ等を十分に注ぎ込んだいいものをつくってほしいというようなご要望もございましたので、私たちとしてもその点は十分に留意したものをつくってまいりたいというふうにご考えております。ありがとうございます。

遠藤洋路 教育長

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
では、他になれば本件は以上にいたします。

日程第5 自由討議

- ・自由討議（1）新型コロナウイルスの対応状況について

《中元正人 教育政策課長、廣瀬泰幸 教育センター所長 説明》

西山忠男 委員

5月に入って、感染がかなり広がってきて、教育にも支障が出ている部分があるのではないかと思うんですけども、今まであまり議論してこなかった音楽とか体育の授業なんですけれども、これにもちよっと書いてありますけれども、音楽ですと、歌を歌うのがちょっとまずいということになると、器楽の演奏ぐらいしかなくなって、かなり教育に支障が出ているんじゃないかなという気がいたします。体育も密に運動するようなことができないので、自ずとできる種目が限られてくるとか、そういう問題点に対してどう対応しているのでしょうか。

廣瀬泰幸 教育センター
所長

実に、学校現場ではそのことに、とても大変な思いで対応しているところですが、まず歌については、マスクをはめているかというところが大きな分かれ目になるというふうに捉えています。マスクをはめて、なおかつ距離を十分に取って、換気も十分にできていると、そういった状況であれば、飛沫が飛ぶことはほぼない。ただし、マスクを外して歌うようなことがあると、どれだけ距離を取っていても、そこには飛沫が飛ぶということが発生しますので、こうなると濃厚接触者が出てしまうということになっていきます。そういったところも学校には丁寧に先日、次長のほうから詳しく伝えがなされております。そういったことを踏まえて学校では授業を行うのですが、実際のところ、こういった今、特に厳しい状況ですので、学校では年間を見通しながらカリキュラムを入れ替えて、今の時期にできることをやっておくというような工夫をしながら行っているところです。

西山忠男 委員

分かりました。

遠藤洋路 教育長

今回は、本来、自由討議は委員同士の討議なんですけれども、このテーマからすると、今、学校が実際どういうふうになっているのかということで、それを聞いて各委員から意見をいただ

<p>小屋松徹彦 委員</p>	<p>くということになるのかなと思いますので、ちょっと形式的にはそうなりますけれども、何かそういう観点でもご意見ありますか。</p> <p>2つちょっと質問があるので、もしもお分かりであればお答えいただきたいんですけども、まず8ページの表の中で、5月にこれだけ数が増えています、その中で学年閉鎖をされたケースと学級閉鎖をされたケース、2つあるんですけども、他のところとの違いが何かあったから多分こういうことになったんだろうと思うんですけども、差し支えがなければ、それはどういう状況の違いだったのかというのが一点。それからもう一点は11ページで、今、教育センターのほうからお示しいただいたこの表の右側のほうの一部のそうでない学校のこの一部というのは、教育センターとしては大体何%ぐらいの数字と見ていらっしゃるのか、その2点がもし分ければ教えてください。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>一点目は学年閉鎖、学級閉鎖になった学校とならなかった学校は何が違うのかということですが。</p>
<p>森江一史 教育次長兼 学校教育部長</p>	<p>学年閉鎖にしたか学級閉鎖にしたかという判断なんですけれども、基本的には保健所からの指示も1つはございます。また、保健所からの指示がない場合、つまり保健所からの聞き取りが済んでいない場合には、学校で状況を子どもたちからも聞き取っておりますし、この例で、学年閉鎖をした学校の例を言いますと、体育大会の前で、学年2クラスなんですけれども、その2クラスがもう全員リレーということで、運動場でクラス関係なく交わって練習をしていたということも経緯としてあるので、今の段階で保健所からの聞き取りが終わっていないということで、校長が、これは学級ではなくて学年閉鎖ということを判断したという例でございます。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>閉鎖しないときとするときは何が違うのかということもあるかと思うんですけども、どうですか。</p>
<p>森江一史 教育次長兼学 校教育部長</p>	<p>この学年閉鎖をするか学級閉鎖をするかという判断につきましても、これは資料を確認しながら説明したいと思います。10ページの資料をご覧ください。</p>

先ほど政策課長からもありましたように、感染が判明した場合に、まず学校の対応として、当日、それが判明した場合には、十分な感染対策を講じたうえで学校教育活動を継続いたしますが、翌日の対応をどうするかということが今のご質問につながると思います。翌日の対応については、矢印にありますように、保健所による接触状況の調査があります。この調査の結果が出るわけですが、出る場合には次の矢印に進みます。濃厚接触者または検査を受検する接触者がいないと判断された場合は従来どおり翌日も学校教育活動の継続になりますが、濃厚接触者または検査を受検する接触者があったという判断が出た場合に、翌日、学級閉鎖等の措置に移っていきます。また、保健所の調査の結果が出ないという状況の場合、矢印のとおりですが、学校が感染者本人等に聞き取りを調査したり、また症状がある場合は行動範囲等を特定したうえで、ここからがまた判断が分かれるんですけれども、行動範囲を閉鎖したで学級閉鎖等の判断をするという場合とそうではない場合を判断するという部分になっていきます。このフローに沿って、今のところ学校に連絡をし、保健所等の指導を仰ぎながら、学級閉鎖等の判断をしているという状況でございます。

松島孝司 教育次長

すみません、私からも一点、補足をさせていただきます。

今、森江次長から説明があったとおりでございますが、9ページの表で学年閉鎖と学級閉鎖と休校というのが4件ございます。この4件は、10ページのフローでいうところの「保健所の調査結果が出ない場合」にあたります。つまり、先ほどお尋ねがあった学年閉鎖と学級閉鎖については、保健所の調査結果が出ずに、子どもたちや先生の接触状況が判断できないので、念のため閉じましょうという判断をしたものとなります。この4件の事案を除き、最近の保健所のほとんどの判断は、濃厚接触者はここまで、接触者はここまで、ですからこの人たちは出席停止で、それ以外は通常どおりの活動で大丈夫ですという判断となっています。

以上です。

遠藤洋路 教育長

8ページの表というかグラフが載っていますが、見ると分かりますが、学校での感染というのは非常に少ないんですよ。クラスターが出たという報道なんかはされますけれども、熊本市立の学校では今まで1件もクラスターが出たことはありません。

ません。

実際に、先ほどのフローチャートなんかを見ても、学校で感染したかどうかというよりは、濃厚接触者とか接触者に該当するかどうかというところのほうが翌日の教育活動には影響があるんですね。濃厚接触者に該当した人は14日間出席停止ですから、児童生徒にとっても影響が非常にあるということなので、最初のご質問のときにお答えがあったと思いますけれども、感染しないようにするということはもちろん大事なんですけれども、今、学校で一番気にしていることは、濃厚接触者に該当しないような教育活動の方法にすることですね、もし誰か陽性が出た場合。もちろんそれは感染を防ぐことにもなっているわけですが、ただ感染を防げばいいやでなくて、濃厚接触者、接触者を出さないということが教育活動を円滑に続けていく、あるいは子どもの学習の保障に資するということになっているという状況なんだということですね。

そうならないような学習活動のやり方を今、工夫しているということなので、もちろんそれをやっていけば、結果的にも感染も防げるとは思いますけれども、目的としては、どっちかというと、感染自体を防ぐということはかなりできている。むしろ誰かが家で感染した場合に、周りの人がみんな濃厚接触者ですというようなことにならないように、つまり学校を休まなければいけない子どもの範囲を極力少なくするような工夫が今、求められている、そういう状況なのかなというふうに思っています。

何か泉委員から専門的にコメントがあればお願いしたいんですけども。

泉薫子 委員

今回の感染の拡大は10代が増えているということで、若年化しているということを非常に心配してしまっていて、この結果が出るまで、高校生の感染者がどうなのかというのを非常に心配しておりました。市立の高校は2件だということでちょっと安心したんですけども、現在の中では、高校の中でクラスターが出たり、部活動を介して感染が広がったり、試合などでちょっと感染したりというような案件がありましたので、今後、少しやはり10代の感染というのを考えたら、高校の感染防止の対策というのをしっかり一度ちょっと確認していただいたり、見ていただいたらなと思っております。

以上です。

遠藤洋路 教育長

何か高校に関して特にありませんか。

年齢が上がるほど感染しやすいという傾向があるということですので、学校の中で高校、大学が一番気をつけなければいけないと思いますので、それは引き続き進めていただければと思います。

他にはいかがでしょうか。

出川聖尚子 委員

最近またたくさん感染者が出ているので、濃厚接触者の子どもが結構いて、学校に来ていない子どもが多くいるんじゃないかなと思うんですけども、その子どもたちに対しての今現在、学習の保障はどういった程度にされていらっしゃるのか教えてください。

石加浩二 指導課長

この学習サポートというのを5月20日から始めております。4日間なんですけれども、先日までの4日間で確認をちょっと取らせていただいています。委員ご指摘のとおり、濃厚接触者、もしくは感染の風邪の症状がある場合、今リスクレベルが4・5の域に入っていますので、ご家族に風邪の症状がある場合も出席停止というかたちにしております。

その子どもたちの数なんですけれども、今のところ、4日間で小学校が676名、中学校が200名の子どもたちが学校に来ておりません。ただ、1日で来ている可能性もあります。4日間の中でというかたちで、同じ児童生徒の場合には1人としてカウントしております。あと、感染に対する不安があつて来ていない、もしくは医療ケアが必要な子どもさんとかというような児童生徒については、小学校で171名、中学校が62名という数字になっております。

先ほどありました学習サポートですけれども、学習サポートについては、子どもたちや保護者が希望した場合にこちらのほうでしますよということしております。もちろん、最初に言いました676人の中には発熱状態とかいう子どもさんもいらっしゃいますので、それは体を治すのが最優先ということで当然、学習サポートあたりは受けられないでしょうし、それで全部の学習サポートと欠席者に合わせて考えますと、小学校の場合が847名のうち335名が学習サポートを受けております。中学校の場合は262名のうち82名が学習サポートを受けていると。基本的に希望した場合には学習サポートは受けら

	<p>れるようにしておりますので、各学校で対応をしていただいているところだというふうに思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>よろしいですか。</p>
出川聖尚子 委員	<p>はい。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>他にいかがですか。よろしいですか。</p>
苫野一徳 委員	<p>今の、せっかくなので一言だけ。実は我が家も子どもがすぐに熱を出すもので、しばらく出席停止状態にさせていただいているんです。本当に素晴らしいんですよ。この前も申し上げたことがあるんですけども、この前のそうだった時期に、すぐに1年生もZ o o mに繋いでもらって、今は2年生と6年生なんですけれども。ずっとZ o o mでやっているんですけども、何の問題もないです。これはすごいなと。私もそれがあるので、あまり見たり聞いたりしていないんですけども、子どもから聞くと、全然学校行っているのと変わらないというぐらい、体育もできるんですよ。体育も家でやっていますから、これはすごいなと思って、この熊本市の学校の凄さを私は発信したいなと思っているところです。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>決して教育委員の子どもだからではないと信じたいです。全ての学校でそうなる必要がありますね。</p> <p>他にはありますか。よろしいですか。</p> <p>事務局からも大丈夫ですか。何かありますか。</p>
廣瀬泰幸 教育センター 所長	<p>先ほどの小屋松委員の2つ目の質問にお答えをせねばならないと思っております。一部のそうでない学校と、言うなれば、今のところ、まだうまくいっていない学校ですけれども、それがどれぐらいなのかということですが、すみません、数字でお示しすることは持ち合わせがないので、そこは分からないのですが、まさにこの一部の、というイメージなんです。何%ぐらいでしょうか、一部のというのは。実はなぜそういうことを一部というふうに捉えたかといいますと、指導主事が学校を訪問しまして、いろいろ見聞きしてきたことを、報告を受けたり、あるいはまた保護者の方のお声が聞こえてきたりと、そういつ</p>

遠藤洋路 教育長

たところと感じますと、一部だなというふう感じたもので。
すみません、何%とお示しすることは難しゅうございます。
以上でございます。

うまくいっている学校のほうがずっと多いと、そういうこと
なんですかね。さっき苫野委員のよううまくいっている学校
が多いということですね。

廣瀬泰幸 教育センター
所長

はい。

遠藤洋路 教育長

じゃ、他にはよろしいですか。
では、他になれば自由討議は以上といたします。

[非公開の審議]

日程第3 議事

- ・議第36号 令和3年度熊本市一般会計補正予算（6月補正予算）について

《中元正人 教育政策課長 提出理由説明》

[採決] 【原案どおり承認された】

- ・議第38号 和解の成立について

《川上敬士 総合支援課長 提出理由説明》

[採決] 【原案どおり承認された】

日程第4 報告

- ・報告（5）教科書採択における公正確保について

《福田 衣都子 教育センター副所長 報告》

日程第3 議事

- ・議第45号 熊本市教科用図書選定委員会委員の委嘱等について

《福田衣都子 教育センター副所長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

〔閉会〕

遠藤洋路 教育長

本日の日程は全て終了したので、令和3年5月の定例教育委員会会議を閉会いたします。